

「研究開発評価活動に関する意見交換」の概要

文部科学省 科学技術・学術政策局 評価推進室

評価推進室の業務

文部科学省組織令(平成12年6月7日政令第251号)

第59条 計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 評価政策の企画・立案・推進；「評価指針」の策定等
- 研究開発評価の実施状況についてのフォローアップ；「評価指針」の見直し
- 現状・動向把握；情報収集、現地での意見交換、事例集の公表
- シンポジウムの実施
- ワークショップの実施、研究開発評価研修（政策評価相互研修）の実施
- 事業間での相互連関性をもたせる
 - **研究開発評価推進検討会**の設置（平成18年度～）

研究開発評価推進検討会

○目的

科学技術・学術政策局評価推進室において実施している様々な**研究開発評価に関する施策や事業を、より効果的かつ体系的に企画・実施することを目的とする**(検討会は、助言及び支援を行う)

○検討事項

- ①研究開発評価を推進する施策に関すること
- ②研究開発評価の研修やシンポジウムに関すること
- ③**研究開発評価の情報収集や意見交換に関すること**

○検討会では、実質的な議論が行われている

○本検討会を構成するメンバーは多様であり、各々が種々の関連活動に従事している

研究開発評価推進検討会委員

○委員名簿

| | |
|-------|------------------------|
| 伊地知寛博 | 成城大学社会イノベーション学部教授 |
| 内田 理之 | 理化学研究所筑波研究所研究推進部企画課長 |
| 岡村浩一郎 | 科学技術振興機構研究開発戦略センターフェロー |
| 奥居 正樹 | 広島大学大学院社会科学部准教授 |
| 栗本 英和 | 名古屋大学評価企画室教授 |
| 甲田 彰 | 科学技術振興機構経営企画部調査役 |
| 小林 信一 | 筑波大学ビジネス科学研究科教授 |
| 小湊 卓夫 | 九州大学高等教育開発推進センター准教授 |
| 鳶田 敏行 | 茨城大学評価室助教 |
| 鈴木 潤 | 政策研究大学院大学教授 |
| 長澤 公洋 | 日本学術振興会研究事業部研究事業課長 |
| 林 隆之 | 大学評価・学位授与機構評価研究部准教授 |

(平成21年10月1日現在)

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針

○位置づけ

- －「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、文部科学省所掌の研究開発について評価を行う際のガイドライン
- －文部科学省内部部局は、本指針に基づき評価を実施
- －大学及び大学共同利用機関並びに文部科学省所管の独立行政法人研究機関等においては、本指針を参考にそれぞれ適切な方法により評価を実施
- －「独立行政法人通則法」及び「国立大学法人法」に基づく評価の際は、機関の特性に留意しつつ、本指針を参考とすることを期待

○評価指針の要点

- －研究開発施策、研究開発課題、研究開発を行う機関等、研究者等の業績の4つが評価の対象
- －評価者や評価時期、方法等について評価対象別に示す
- －大学等の学術研究の評価においては、長期的・文化的な観点に立ち、研究者の萎縮や意欲の阻害による研究活動の均質化につながらないよう配慮

研究開発評価とは(意義)

- ①創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てること。
- ②研究者の創造性が発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること。
- ③研究開発施策等の実施の可否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断するとともに、より良い施策の形成に資すること。
- ④評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上させることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明する責任を果たし、広く国民の理解と支持を求めること。
- ⑤評価結果を適切に反映させることにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分等を実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究開発への取り組みの拡大を図ること。

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成21年2月17日 文部科学大臣決定)

“多元的”かつ“重層的”な“評価”

○機関／法人として、法令によって要求されている評価

－機関の運営（国立大学法人評価／独立行政法人評価）中期計画や年度計画の評価
国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価 等

－認証評価

－この他に「法人評価」以外で、「評価」とは呼ばれていなくても、実質的に機関／法人に対する“評価”に相当する活動もある

○機関内の部局（研究所等）に関する評価

○機関／法人が機関として実施する課題に関する評価

○機関に所属する教員・研究者（群）等が実施する課題に関する評価

○機関に所属する教員・研究者等の個人業績に係る評価

研究開発評価の情報収集や意見交換

○国内における意見交換の対象

- －大学及び大学共同利用機関、独立行政法人研究開発実施機関が中心となっている
- －資金配分機関(省内・JSPS・JST)は数が限られている

○意見交換のテーマ

- －平成18年度以降は、検討会において議論して定めている
- －平成18年度からは一貫して、評価活動をマネジメントと明確に関連づけて把握している

○情報収集や意見交換からの成果

- －「研究開発評価実例集」として公表
- －シンポジウムにおける実例紹介と議論

意見交換の目的

- 「検討会」の委員も参加して、現地を訪問
- ”メタ評価”ではない
- 機関においてマネジメントならびに評価活動を担当されている方々との意見交換を通じて、“研究の評価とマネジメント”に係る課題を明確化させ、また、評価活動に関する考え方を、共に“再検討”する。
- 大学における“研究マネジメントに活かす評価”という観点から、研究マネジメント(PDCAサイクル)の中における評価の活用のありよう、及び評価を研究マネジメントに活用するにあたって直面している課題等に関する情報収集並びにその分析を行い、国全体としての評価システム改革の推進に資する。
- 評価の“グッド・プラクティス”を探し出し、シンポジウム等を通して他の大学や研究機関等へ情報を提供し共有する。

意見交換の内容

- 大学において実施されているマネジメントについて
 - i 研究の推進・活性化のためのマネジメント(研究マネジメント、組織マネジメント等)の実施体制や実施プロセスはどのようなものか。
 - ii 目標の明確化と情報の共有はどのように行われているか。
 - iii マネジメントを支える人材の確保と養成はどのように行われているか。
- 大学が主体的に実施している評価活動について
 - i どのような評価方法が設定されているか。
 - ii 評価の実施において、どのような工夫がされているか。
 - iii 評価活動を支える人材の確保と養成はどのように行われているか。
 - ※ 対象となる評価活動
 - ・ 機関評価、部局等についての組織評価、学内制度(施策・プログラム等)の評価、学内競争的資金配分のための研究課題評価、研究者等の業績評価等、研究に関わる評価活動
 - ・ 学外競争的資金獲得のための研究組織や課題に関する評価、及び、学外競争的資金に基づいて運営・実施されている研究組織や課題に関する内部評価(学外研究者等による助言を含む)・自己点検などの活動
- 上記のマネジメントと評価活動との関係について
 - ・ 評価結果をマネジメントへ活用する際の方法・課題・問題点等
 - ・ マネジメントの視点からの評価の設計・活用(マネジメントに必要な評価のありよう)
 - ・ 「設定した目標に応じて設計・実施される評価」と「評価に基づく目標の再設定」
- 部局等におけるマネジメント・評価活動について

研究開発評価に関する情報



「研究費・研究評価」をクリック



「研究開発評価」をクリック

「研究開発評価」のページ



URL http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm